

雇用保険法施行規則第一百条の三第二項第一号イ（５）及び第二号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和８年４月８日
厚生労働省
職業安定局雇用開発企画課

雇用保険法施行規則第一百条の三第二項第一号イ（５）及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（案）について、令和８年１月２６日（月）から同年２月２４日（火）まで御意見を募集したところ、３件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>今回の改正案は理念としては理解できるが、既存の外国籍向け助成金制度との整合性が欠けている。</p> <p>1. 外国籍向け助成金は外国籍限定である一方、トライアル雇用助成金は国籍不問で拡大される結果、外国籍の方が複数の支援制度を利用できる構造が生まれ、制度間の公平性が損なわれている。トライアル雇用助成金を日本国籍及び永住者のみを対象にする</p>	<p>○ トライアル雇用助成金は、職業経験、技能、知識の不足等から、安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成する制度であり、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。</p> <p>雇用関係助成金については、労働者の職業の安定に資するための制度として、事業主が活用する</p>

	<p>か、先の外国籍向け助成金制度に日本人も対象にしなれば公平にならない。</p> <p>外国籍向け助成金と国籍不問の助成金の関係性を整理し、日本国籍者が相対的に不利にならない制度設計を求める。</p> <p>2. 支援が必要な日本国籍者が多数存在するにもかかわらず、外国籍向け制度の拡大により、企業が、助成金を取りやすい外国籍の方を優先採用するインセンティブが生じる可能性がある。</p> <p>氷河期世代、母子家庭、障害者、長期失業者など、国内の支援対象者への施策を拡充し、外国籍とのバランスを取るべきである。</p> <p>3. 対象者の追加に伴い、どのような基準で「就職困難者」と認定するのか、透明性が求められる。ハローワークによる対象者認定の基準を明確にし、恣意性や不公平感を排除すること。</p> <p>4. 行政が理念だけを説明し、制度間の整合性を説明しないことは、地域の信頼を損なう。制度拡大の背景、目的、影響を丁寧に説明し、地域の納得感を得ること。</p>	<p>ことができるものとなっており、その要件については各助成金の目的に応じて設けることとしております。</p> <p>○ トライアル雇用助成金は、雇用保険被保険者であれば日本人であっても外国人であっても条件に合致すれば、活用できるものとなっています。</p> <p>本改正は、同助成金について、その対象に、生活困窮者のうち、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業又は認定生活困窮者就労訓練事業による就労の支援の対象となっている者を加えることとしたものですが、いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>○ 対象者の要件及びハローワーク等による対象者要件の確認については、実施要領に記載し、本助成金のHPにおいて掲載いたします。制度についてご理解いただけるよう、地域への周知に努めてまいります。</p>
2	<p>トライアル雇用の枠を、生活困窮者に広げる、という改定だが、元々雇用者に足下を見られ、不当な労働環境に置かれやすい困窮者のトライアル雇用に助成金を出せば、更に「使い捨て」が進む危険も有る。</p>	<p>○ トライアル雇用助成金は、職業経験、技能、知識の不足等から、安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用する事業主に対して助成する制度であり、原則3</p>

	<p>そもそも生活困窮者の救済は、生活保護費により国が行う義務がある。それを就職斡旋して生活保護費を圧縮し、企業の方に金をやる、というのでは、全くの本末転倒になってしまう。</p> <p>生活困窮者が不当な扱いを受けない様、雇用保障制度を設けるべきだ。</p> <p>また、困窮者はただでさえ技能習得にかけられる資源（時間・体力・資金）が少ない。</p> <p>トライアル雇用助成金は企業に全額ではなく、生活困窮者に技能習得の費用として分けるべきではないのか。</p>	<p>か月のトライアル雇用期間中に、仕事や適性を見極めることができます。</p> <p>○ 本改正は、「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（2025年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）において、就労を受け入れる事業者の支援として、トライアル雇用助成金の拡充について検討を行うこととされたことを踏まえて行うものであり、本助成金の活用推進を通じ、新たに対象に追加された生活困窮者の方を含めた希望する方が一般就労を目指せるよう支援を行ってまいります。</p>
3	<p>本改正案の理念は素晴らしいと思います。ただ、問題は、得てして助成金というものは、必要としている人には情報が届かず、情報を得た悪意ある事業主に不正受給されてしまいがちな点にあると考えます。</p> <p>ワーキングプア、心身の不調による離職・療養、介護離職、子どもの不登校、ひきこもりなどなど、就職氷河期世代は社会と隔絶された状況にある人も少なくないのではないのでしょうか。</p> <p>ハローワークなどで情報を得ようとする人はまだその余裕があるという事でもあり、そこにさえたどり着けない人に、いかに情報を届けるかがこの政策の成否を分けると考えます。</p>	<p>○ 助成金の活用を推進するため、自立相談支援機関とも連携して、周知に努めてまいります。</p>

政策立案をされる人の仕事は現場に通達を出すまでではなく、必要としている人の所に必要な支援が届くまで。そうでないと、どんな政策も「絵に描いた餅」になってしまいます。

この助成金は人を雇わないと発生しないので、求人に対して応募者が必要です。フードバンクや低賃金職種の職場や病院など、当事者が集まりそうな場所で、生の声を取材して、智恵を絞ってください。

あと、「検討」だけで終わらせないでください。